



パートナーシップ・ファミリーシップ制度  
ガイドブック



串 本 町

2024. 4 新訂

## ○もくじ

1. はじめに
2. 串本町パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは
3. 宣誓することができる方
4. 手続きの流れ
5. 宣誓に必要なもの
6. 再交付・返還について
7. 宣誓証明書及び証明カードについて
8. よくある質問

## 1. はじめに

串本町では、「串本町人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、差別のない、一人一人の人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取組みをすすめています。

その中で、LGBTQをはじめとする性的マイノリティの方への正しい理解と当事者が抱える課題の解決にむけて社会全体で取り組んでいかなければならないと考えています。

このたび、串本町パートナーシップ・ファミリーシップ制度を制定いたしました。

日常生活等において、悩んでいる方が一人でも減少し、住民ひとりひとりがお互いに人格や多様性を理解し誰もが心豊かで暮らせる住みよい町づくりに取組みます。

## 2. 串本町パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

この制度は、お互いをパートナーまたは家族として尊重し、日常生活においてお互いに協力しあう関係であることを宣誓し、串本町が証明する制度です。また、パートナーとなる方だけでなく、家族として生活している子どもや親など、ご家族との関係についても証明します。

※パートナーシップ・ファミリーシップ制度は法律上の婚姻とは異なるため、宣誓されても法律に基づく権利・義務は発生しません。今後、様々な場面でこの制度について認識していただくため、事業者や町民の方々に周知・啓発を進めています。

### 3. 宣誓することができる方

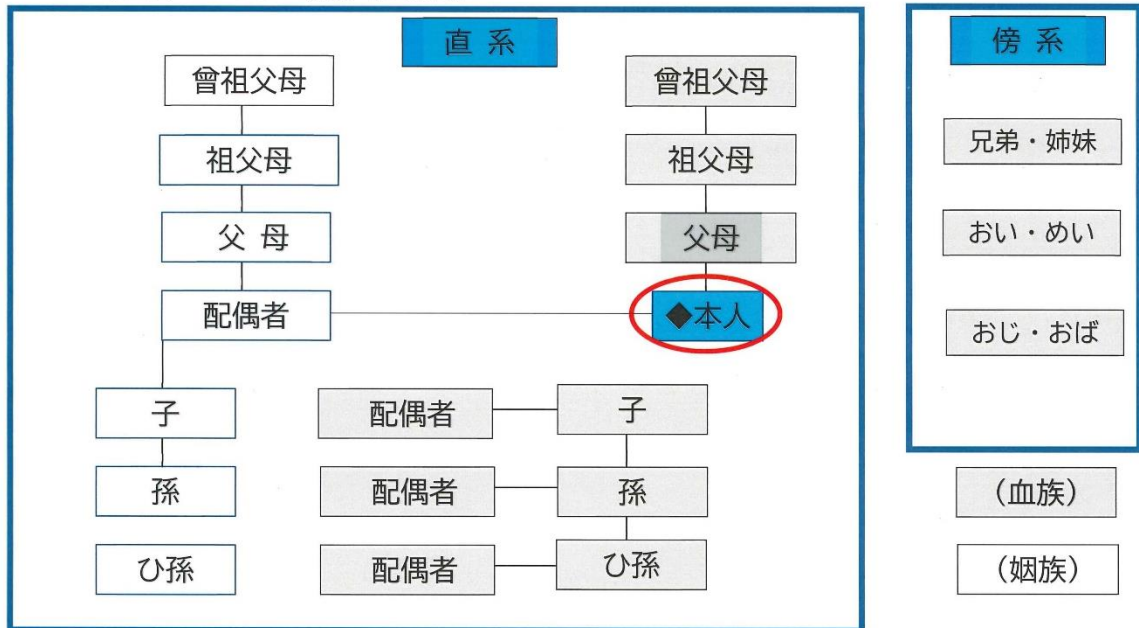
①宣誓されるお二人について、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) お二人とも成人（18歳以上）に達している方
- (2) お二人とも串本町内に住所（住民票）を有している方、または、これから串本町内へ転入（住民票）を予定している方
- (3) お二人とも法律上の婚姻関係にない方
- (4) お二人とも他の人とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていない方
- (5) お二人の関係が民法に規定する婚姻ができない続柄（近親者）でない方

②子ども・親などについて

- (1) 子どもや親等をファミリーシップとして宣言する場合は、いずれかのパートナーと生計が同一である方

◆宣誓ができない続柄（近親者）



#### 4. 手続きの流れ

##### ①事前予約

宣誓を希望する日の5日前までに事前にご連絡をお願いします。

※必要書類の取得には、時間を要する場合がありますので余裕をもってご連絡してください。

※連絡時には、以下のことをお伝えください。

- (1) お二人の氏名・住所
- (2) 電話番号
- (3) 希望日時

(4) 届出内容（パートナーシップか、ファミリーシップか）

※ファミリーシップの届出を併せて希望する場合は、ファミリーシップ対象者の氏名、パートナーシップの届出をするお二人との関係性及び生計が同一であることについてもお伝えください。

（日程調整と必要書類の確認してください。）

**【受付】 串本町役場 住民課戸籍・住基・人権グループ係**

（月～金 8:30～17:15） [土・日・祝祭日を除く]

電話：0735-62-0561

## ②パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

予約した日時に宣誓されるお二人でお越しください。

手続きに必要な書類を確認させていただきます。

※家族として届出される子どもや親などはお越しいただかなくても大丈夫です。

## ③宣誓証明書の交付

宣誓内容や要件に問題がなければ宣誓証明書及び証明カードは、原則後日の交付となります。

※必要書類の確認から交付まで少し時間を要します。

※書類等に不備があった場合は、再度関係書類のご提出をお願いすることがあります。

## 5. 宣誓に必要なもの

### ①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(別記第1号様式)

※宣誓書は、串本町役場本庁舎窓口または串本町のホームページからダウンロードすることができます。宣誓日に提出してください。

### ②住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(3カ月以内に発行されたもの)

※串本町に住所(住民票)を有していないときは、串本町内への転入を予定していることがわかる書類が必要です。(転出証明書等)

### ③配偶者がいないことを証明する書類(3カ月以内に発行されたもの)

※戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)または戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)をご提出してください。

※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書など配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えてご提出してください。

### ④本人確認ができるもの

※個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、パスポート(旅券)、その他官公署が発行した免許証などの本人の顔写真が貼

付されているもの(有効期限内のもの)をご提示ください。

⑤通称名が確認できるもの(通称名を希望される場合)

※通称名の顔写真が貼付された社員証や通称名と住所が記載された郵便物など使用していることがわかるものをご提示ください。

⑥その他

※ファミリーシップの宣誓を希望する方は、ご家族の方の氏名・生年月日、関係性などが確認できるものをご提示ください。

6. 再交付・返還について

①宣誓証明書の記載内容の紛失・毀損、変更等の場合(再交付)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書の記載内容に変更があった場合や紛失、毀損、その他特別な事情がある場合は再交付申請書(別記第4号様式)をご提出ください。

②宣誓証明書の返還

次のいずれかに該当したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届(別記第5号様式)に証明書を添えて届出をしてください。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消されたとき、  
一方が死亡されたとき




(2)一方が町外に転出されたとき

(3)要件に該当していなかったことが判明したとき


## 7. 宣誓証明書及び証明カードについて

①宣誓証明書(A4サイズ)一枚と証明カードをお二人にそれぞれ  
交付します。証明カードは、下記の中からお選びいただけます。


1.

 串本町 第 号  
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード  
【本人】 \_\_\_\_\_ 様 【パートナー】 \_\_\_\_\_ 様  
生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日  
宣誓日 年 月 日  
串本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づき、  
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。  
年 月 日 串本町長 印

2.

 串本町 第 号  
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード  
【本人】 \_\_\_\_\_ 様 【パートナー】 \_\_\_\_\_ 様  
生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日  
宣誓日 年 月 日  
串本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づき、  
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。  
年 月 日 (裏面) 串本町長 印

3.

 串本町 第 号  
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード  
【本人】 \_\_\_\_\_ 様 【パートナー】 \_\_\_\_\_ 様  
生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日  
宣誓日 年 月 日  
串本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づき、  
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。  
年 月 日 串本町長 印

別記第2号様式（第5条関係）

第 号

串本町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

様 様

ここにお二人が、串本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づき、「パートナーシップの宣言」をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日



串本町長





別記第3号様式（第5条関係）

（表面）

	
<b>串本町</b>	<b>第 号</b>
<b>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード</b>	
【本人】	【パートナー】
_____ 様	_____ 様
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
宣誓日 年 月 日	
串本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
年 月 日	串本町長 

（裏面）

このカードは、互いを人生のパートナーとして、また、一方又は双方の子又は親等をファミリーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを串本町が証明するものです。この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださるようお願いいたします。また、個人情報を本人の同意なく口外しないでください。【問い合わせ先】串本町役場住民課 0735-62-0561

ファミリー	
氏名	氏名
生年月日	生年月日

【特記事項】

【緊急連絡先】(この欄の記載は任意です。)  
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナー等へ連絡してください。  
(氏名と連絡先)

\_\_\_\_\_



備考

- 1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 2 特記事項欄には、次に掲げる内容を記載する。
  - (1)通称名を使用した場合は戸籍上の氏名
  - (2)再交付をした場合はその交付年月日

3 寸法は、個人番号カードサイズとする。

別記第3号様式（第5条関係）

（表面）

	<b>串本町</b>	<b>第 号</b>
<b>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード</b>		
<b>【本人】</b>		<b>【パートナー】</b>
_____ 様		_____ 様
生年月日 年 月 日		生年月日 年 月 日
宣誓日 年 月 日		
串本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。		
年 月 日	（裏面） 串本町長	

（裏面）

このカードは、互いを人生のパートナーとして、また、一方又は双方の子又は親等をファミリーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを串本町が証明するものです。この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださるようお願いいたします。また、個人情報をご本人の同意なく口外しないでください。【問い合わせ先】串本町役場住民課 0735-62-0561

ファミリー	
氏名	氏名
生年月日	生年月日

【特記事項】



【緊急連絡先】(この欄の記載は任意です。)  
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナー等へ連絡してください。  
(氏名と連絡先)

備考

- 1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 2 特記事項欄には、次に掲げる内容を記載する。
  - (1)通称名を使用した場合は戸籍上の氏名
  - (2)再交付をした場合はその交付年月日
- 3 寸法は、個人番号カードサイズとする。

別記第3号様式（第5条関係）

（表面）

	<b>串本町</b>	<b>第 号</b>
<b>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード</b>		
<b>【本人】</b>		<b>【パートナー】</b>
様		様
生年月日 年 月 日		生年月日 年 月 日
宣誓日 年 月 日		
串本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。		
年 月 日	串本町長	

（裏面）

このカードは、互いを人生のパートナーとして、また、一方又は双方の子又は親等をファミリーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを串本町が証明するものです。この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださるようお願いいたします。また、個人情報を本人の同意なく口外しないでください。【問い合わせ先】串本町役場住民課 0735-62-0561

<u>ファミリー</u>	
氏名	氏名
生年月日	生年月日

**【特記事項】**

**【緊急連絡先】**(この欄の記載は任意です。)  
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナー等へ連絡してください。  
(氏名と連絡先)

---

備考

- 1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 2 特記事項欄には、次に掲げる内容を記載する。
  - (1)通称名を使用した場合は戸籍上の氏名
  - (2)再交付をした場合はその交付年月日
- 3 寸法は、個人番号カードサイズとする。

## 8. よくある質問

### Q.婚姻制度とどう違いますか？

答え：婚姻は、民法の規定に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や親族の扶養義務などさまざまな権利や義務が発生しますが、串本町のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、串本町独自に実施する制度でありますので法的な権利や義務を伴うものではありません。

### Q.交付された宣誓証明書は、公的な本人確認書類として使用できますか？

答え：使用できません。パートナーシップまたはファミリーシップ関係にあると宣誓されたことを証明するものです。

### Q.養子縁組をしている場合、宣誓は可能ですか？

答え：宣誓は可能です。ただし、養子縁組する前の関係が近親者である場合は除きます。

### Q.同居していないと宣誓できませんか？

答え：必ずしも同居している必要はありませんが、お二人とも串本町内に住所を有するまたは串本町に転入する予定であることが必要です。

### Q.宣誓をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか？

答え：パートナーシップまたはファミリーシップの宣誓をしても、戸籍や住民票の記載は変わりません。ただし、宣誓をされたお二人の住民票の世帯が同一の場合は「同居人」を「縁故者」と表記することができます。詳細は、串本町役場住民課戸籍係までご相談ください。

### Q.通称名を使用できますか？

答え：使用できます。使用を希望される場合は、通称名を使用していることが確認できる書類(郵便物・社員証など)をご提示ください。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)別紙の氏名欄には戸籍上の氏名を記入してください。

### Q.宣誓に際して、プライバシーが守られますか？

答え：個室で対応するなどプライバシーに配慮します。また、ご提出いただいた書類は厳重に保管します。

Q.費用はかかりますか？

答え：費用は無料です。ただし、宣誓の確認添付書類として住民票の写し、戸籍抄本などの手数料等は自己負担となります。

Q.代理での手続き等は可能ですか？

答え：宣誓に必要な書類の提出は、代理の方でも郵送でも可能です。ただし、宣誓証明書の受取りの際は、宣誓者お二人で役場にお越しいただく必要があります。

Q.宣誓証明書はすぐに交付可能ですか？

答え：宣誓証明書等の交付は、提出された書類等に不備がなく要件に適合している場合でも原則、交付は後日となりますのでご了承ください。

Q.宣誓証明書はどのように利用するのですか？

答え：証明書に法的な効力はありませんが、串本町では町営住宅資格や保育園の入所申込・くしもと町立病院において、家族と同様の対応をさせていただきます。それ以外にも、民間事業者のなかには婚姻関係に準じた取扱いをするサービスがあります。サービス導入の有無は事業者によって異なりますので、事前にご利用の事業者にご確認ください。

※各制度ごとに様々な決まりごとがございますので予めご承知おきください。

※詳細については以下の部署へお問合せください。

○総務課0735-62-0555(町営住宅関係)

○こども未来課0735-67-7027(こども園など)

○くしもと町立病院0735-62-7111